

年税 第 62 号
平成 27 年 12 月 24 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
今村 定臣

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る

債務免除益の非課税措置について（周知依頼）

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より、別添の通り、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置についての周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、本会は、医学生修学金の返還免除益が給与所得として課税される問題について、平成 24 年度税制要望で取り上げ、その結果、都道府県が実施している医学生修学金等の返還免除益については、その多くが勤務先を複数の選択肢から選ぶことから、給与所得として課税されないことが確認されました。しかし、市町村などが実施する医学生修学金等においては、勤務先の選択肢が当該市町村立の医療機関しかない例が多いため、課税されてしまうという問題点が引き続き残されていたことから、市町村が実施する医学生修学金についても非課税措置を講じるよう、引き続き税制要望として取り上げました。その結果、平成 28 年度税制改正大綱において、上記の非課税措置が講じられることとなりました。

ただし、上記の非課税措置は、平成 28 年 4 月 1 日以後に返還免除分について適用され、平成 28 年 3 月 31 日までに返還免除を受けた分につきましては従来通り課税される可能性がありますので、ご留意ください。

平成27年12月17日
事務連絡

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の
非課税措置について（周知依頼）

平素より厚生労働行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年12月16日に決定された与党の平成28年度税制改正大綱において、厚生労働省から要望しておりました「地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置」に関し、非課税所得となる学資金の範囲の見直しが明記されており、今後、所得税法の改正が行われた上で、平成28年4月1日から適用される予定となっております（別添1、別添2）。

貴会におかれましては、本改正が予定されていることを御了知いただくとともに、本改正による非課税の取扱いは、平成28年4月1日以後の債務免除分について適用され、平成28年3月31日以前の債務免除分につきましては従来どおりの取扱いである旨を貴会員等に対し周知をお願いいたします。

厚生労働省医政局地域医療計画課

古橋、山下、大島

TEL:03-3595-2194（直通）

e-mail: furuhashi-mika@mhlw.go.jp

yamashita-miho@mhlw.go.jp

ooshima-fumiya@mhlw.go.jp

地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設

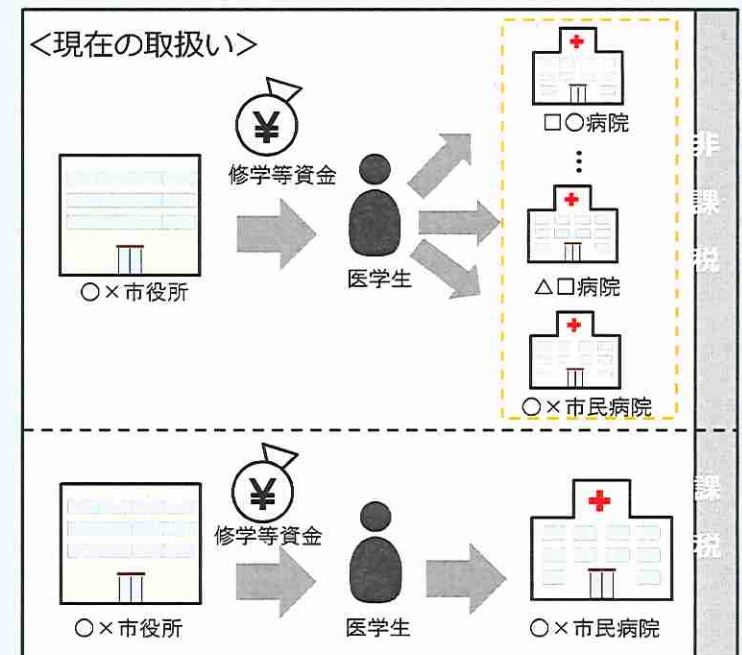
(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他对価の性質を有するものから、「給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員や、使用人の配偶者等に給付されるもの以外のもの」を除外する措置を講ずる。このことにより、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益は非課税となる。

2. 制度の内容

- 地方公共団体における地域の医師確保対策には、医学生等に対して修学等資金を貸与し、当該医学生が卒業後一定期間、当該地方公共団体が指定する医療機関に勤務した場合に、当該修学等資金の返還を免除するものがある。
この場合、当該地方公共団体が指定する医療機関が、
 - ・当該地方公共団体以外が設置運用する医療機関を広く対象としている場合には、学資金として非課税
 - ・当該地方公共団体が設置主体である医療機関に限定されている場合には、給与その他对価の性質を有するものとして課税される取扱いとなっている。
- しかし、医療資源が乏しく、勤務先の選択肢を確保できない地方公共団体には、積極的な支援を行う必要があることから、学資金非課税の範囲から除かれる金品（課税対象）の範囲を明確化し、このようなケースを非課税とすることとしたもの。
- なお、この改正は、医学生（医師）に限らず、薬剤師、理学療法士、介護福祉士といった他の職種等への従事が見込まれる学生・生徒への学資金も対象となる。



非課税となる学資金の範囲の明確化により、非課税

別添 2

平成 28 年度税制改正大綱
(平成 27 年 12 月 16 日)

第二 平成 28 年度税制改正の具体的な内容 (抄)

一 個人所得課税

5 その他

(国 税)

(1) 非課税所得について、次の措置を講ずる。

③ 学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、次に掲げるもの以外のものを除外する。

イ 法人である使用者からその法人の役員に対して給付されるもの

ロ 法人である使用者からその法人の使用人(役員を含む。)の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

ハ 個人事業主からその個人事業主の営む事業に従事する親族(生計を一にする者を除く。)に対して給付されるもの

ニ 個人事業主からその個人事業主の使用人の配偶者その他のその使用人の特殊関係者に対して給付されるもの

(注) 上記③の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に給付される金品について適用する。